

第5回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

平成30年5月10日（木） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業
委員

福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣
梶下 信孝 ・ 山口 基治 ・ 野々村 貢 ・ 清水 健吉
江崎 和浩 ・ 中川美那子 ・ 江崎 美咲 ・ 國井 忠男

欠席農業
委員

櫻井 宏 ・ 西垣 隆 ・ 森瀬 宏 ・ 林 孝雄
古田 薫

会 長

栗本 恒雄

出席農地
利用最適
化推進委
員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先 ・ 神谷 保行
岸野 治郎 ・ 栞原 修司 ・ 後藤 宗夫 ・ 杉本 宜永
高橋 直美 ・ 田中 鉄男 ・ 戸崎 和美 ・ 福井 正弘
本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 村瀬 新一 ・ 山田 貞夫

事 務 局

事務局長 奥田 泰史
副主幹 高島 明見 主査 則竹 邦彦
副主査 吉村 雅子 主任 棚橋 秀行
主任主事 木下 勇氣 主事 片岡 美晴
主事 佐藤 優希 主事 福藪 いづみ

議 案

- 第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願の審議について
- 第 29 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 第 30 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 32 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 第 33 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について

議 長

時間もまいりましたので、ただいまから、平成 30 年第 5 回農業委員会総会を開会致します。ただいまの出席委員は、18 名中 13 名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告致します。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を慣例によりまして、私から指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号 10 番、野々村貢委員、議席番号 11 番、清水健吉委員、よろしく申し上げます。

議 長

本日、農地利用最適化推進委員の御出席がありますので、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたらよろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。議案第 28 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願の審議について、今回の出願は 1 件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

それでは、議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願の審議について説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

今回出願がありました農地につきまして、民事執行規則による強制執行として、岐阜地方裁判所において期間入札の公告が行われております。

入札に付される物件は農地でありますので、入札に参加するためには、民事執行規則第33条による買受申出の資格の制限としまして、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができるものであります。

買受適格証明書の発行にあたっては、入札の結果、当該証明書の交付を受けた者がその農地の買受人となり、農地法第3条の許可申請がされた場合に、証明書の交付時と事情が異なっていると認められる場合を除き、許可するものとして併せて提案しておりますので、農地法第3条の不許可基準に抵触しないことが要件となります。

今回は1件提出されています。

2 ページをお願いします。

出願内容の1番の市橋地区からの提出案件は、出願人は、相続した田を買い戻すものでございます。出願人は耕作の経験が豊富で、居住地から申請地までの距離は徒歩で2分程で、通作には問題ないものであります。

農地の権利取得が不耕作目的や効率的に利用しない場合、農作業に常時従事しない場合、下限面積の制限、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合等、農地法第3条第2項に規定する不許可基準に抵触しないものであります。

以上でございます。

ただいま、議案第28号について事務局から申請内容の説明がありました。

申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員より説明をいただきます。

それでは、2ページ1番の市橋地区からの申請について担当地

区の永田昭三委員、御説明をお願いします。

永田委員

出願人が今回買い受けを希望する農地では、今後、野菜の栽培に利用する予定とのことであります。

4月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

出願人は農業経験も豊富で、地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しており、地元といたしましては証明書を発行しても問題は無いと考えます。

議 長

ありがとうございました。

議案第28号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第29号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転3件、使用貸借による権利の設定9件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第29号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について説明させていただきます。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請のいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

4ページをお願い致します。申請明細1番、長良地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細2番、常磐地区からの申請内容は、所有権の移転で、

農業経営の縮小を図る譲渡人が農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細 3 番、4 番、5 ページの 5 番、6 番、木田地区からの申請内容は、使用貸借の権利設定で、貸人は高齢により耕作が困難になったため、農業経営の縮小を図り、借人はこの農地を借りて農業経営の拡大を図ろうとするものです。

申請明細 7 番、8 番、6 ページの 9 番、黒野地区からの申請内容は、使用貸借の権利設定で、貸人は高齢により耕作が困難になったため、農業経営の縮小を図り、借人はこの農地を借りて農業経営の拡大を図ろうとするものです。

申請明細 10 番、西郷地区からの申請内容は、解除条件付使用貸借の権利設定で、貸人は農業経営の縮小を図り、借人はこの農地を借りて農業経営の拡大を図ろうとするものです。

7 ページの申請明細 11 番、合渡地区からの申請内容は、使用貸借の権利設定で、貸人は農業経営の縮小を図り、借人はこの農地を借りて農業経営の拡大を図ろうとするものです。

申請明細 12 番、合渡地区からの申請内容は、所有権の移転で、世帯内贈与で畑を譲り渡すものです。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 29 号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、4 ページ 1 番の長良地区の申請については、担当地区の森瀬宏委員が本日欠席でございますので、事務局より説明を致します。

則竹主査

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人から、隣地の農地の所有者である譲受人へ、農地を売買するものであります。

4 月 16 日に、農地利用最適化推進委員、農政推進委員、事務局職員と共に、現地立会いを行いました。

譲受人は長良地区で主に果樹を中心に栽培しており、今回の申請地では、譲受人のいちごハウスと一体で利用していく予定です。また、地域の取り決めなども承知しており、耕作状況も問題ありませんので、地元といたしましても許可は問題ないとのことであり、ます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく4ページ2番の常磐地区からの申請については、担当地区の河田均委員、御説明をお願いします。

河田委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人が農業経営を拡大したい譲受人に農地を売買するものであります。

譲受人は常磐地区で水稻や野菜の栽培をしており、これまでの耕作状況も問題なく、農機具も十分に保有しています。

地元の取り決めも十分に理解しておりますので、地元としては問題ないものと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく4ページ3番、4番、5ページ5番、6番の木田地区からの申請については、担当地区の西垣隆委員が本日欠席でございますので、事務局より説明を致します。

則竹主査

今回の申請は、農業経営を縮小する使用貸人から農業経営の拡大を図る使用借人へ農地を貸借するものであります。今回の申請地において、水稻を栽培される予定と聞いております。

使用借人は地区外の方ですが、農業経験は豊富でございます。また、農機具なども事務局員が確認してございます。

なお、地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、地元としては問題ないとのこととあります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5ページ7番、8番、6ページ9番の黒野地区からの申請については、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

今回の申請は、農業経営を縮小する使用貸人から農業経営の拡大を図る使用借人へ農地を貸借するものです。

4月20日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。今回の申請地において、水稻を栽培される予定とのこととあります。

使用借人は地区外の方ですが、草刈りなどの管理もしっかり行っていたらということを確認しております。耕作へ

の意欲も強く、地域の取り決めも守っていただけるということで、地元としては問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、6 ページ 10 番の西郷地区からの申請については、担当地区の西垣隆委員が本日欠席でございますので、事務局より説明を致します。

則竹主査

今回の申請は、農業経営を縮小する使用貸人から農業経営の拡大を図る使用借人へ農地を貸借するものです。

5 月 1 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。今回の申請地において、水稻及び野菜を栽培される予定とのことです。使用借人は市外の法人ですが、市外で認定農業者として農業経営を行っており、耕作への意欲も強く、地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しており、許可しても問題ないとのことであります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、7 ページ 11 番及び 12 番の合渡地区からの申請については、担当地区の國井忠男委員、御説明をお願いします。

國井委員

はじめに、申請明細 11 番ですが、今回の申請は、農業経営の縮小を図る貸人が農業経営の拡大を図る借人へ使用貸借の権利設定を行うものであります。

4 月 12 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

借人は、遊休農地を借り受け、薬用作物の栽培を開始することです。農薬の使用等、地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しております。

借人は市外の方ですが、お住まいの地域で農業経営をしており、経験及び意欲ともに十分であり、地元としても許可については問題ないと考えております。

続きまして申請明細 12 番ですが、世帯合併により一つの農家として農業経営を行っている申請人の世帯内贈与で、所有権を移転するものです。

4 月 12 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地

立会いを行いました。

議受人はこれまでどおり、申請地でも野菜の栽培を続けるということです。引き続き地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しており、地元としても許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第29号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

引き続きまして、議案第30号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について2件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第30号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請であります。

今回は、9ページの用途区分別総括表にありますように、農家住宅が1件、その他が1件、合計2件で、転用面積は畑452.91平方メートルとなっております。

10ページの申請明細をお願い致します。

申請明細1番、岩地区の申請内容は自宅敷地に転用するものでございます。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された街区に占める宅地の割合が40%を超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断されますので許可し得るものです。

申請明細2番、三輪地区の申請内容は宗教施設である参道に転用するものでございます。申請地は、農振農用地、第1種農地、

第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。また、土地選定理由書によれば、参道として現在利用されていること、隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要と認められるため、許可し得るものです。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

議案第30号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第31号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転2件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第31号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。

12ページをお願い致します。

用途区分別総括表にありますように、用途区分別では官公署・病院等公的施設が1件、その他が1件、合計2件で転用面積は畑、238平方メートルとなっております。

13ページをお願い致します。

申請明細1番、岩地区の申請内容は駐車場への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内

にある農地であり、第1種農地と判断します。今回の転用目的は隣接する既存施設の拡張に該当するため許可し得るものです。

申請明細2番、芥見地区の申請内容は駐車場への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。今回の転用目的は道路を挟んで隣接する歯科診療所の駐車場であり、集落に接続して設置されるものです。また、土地選定理由書によれば周辺の市街化区域では段差もあり適当な土地がなく、市街化調整区域ではありますが、今回の申請地以外では話がまとまらなかったため、許可し得るものです。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。議案第31号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第32号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出28件、第4条届出15件、第5条届出65件、以上を報告させていただきます。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第32号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明させていただきます。

はじめに第3条の3の規定による許可が不要であります相続等による農地の権利取得の届出です。

15ページをお願い致します。各地区別の報告となっております。届出のありました28件の内訳は、
田が57筆56, 235.56平方メートル、
畑が43筆12, 680.33平方メートルで、

計100筆68,915.89平方メートルでありました。

続きまして16ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。用途区別では、一般個人住宅が4件、集団住宅その他が3件、工・鉱業用地が1件、農林漁業用施設が1件、貸駐車場・資材置場が6件、合計15件で、面積と致しましては、田、畑合計で9,575.06平方メートルとなっております。

受理明細は17ページから20ページに記載してございます。

続きまして21ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。用途区別では、一般個人住宅が29件、集団住宅その他が22件、工・鉱業用地が6件、店舗等施設が5件、貸駐車場・資材置場が3件、合計65件で、面積と致しましては、田、畑合計で27,853.68平方メートルとなっております。

受理明細につきましては、22ページから38ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、平成30年4月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告させていただきます。

議 長

ただいまの議案第32号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして議案第33号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第33号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について説明させていただきます。

40ページをお願い致します。

今回は1件提出されており、特例適用農地面積は、田が1,391平方メートルとなっております。

証明願の内容審査としまして、事務局において遺産分割協議書等による相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案させていただいております。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第33号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、現在、黒野地区及び岩地区において砂利採取に伴う一時転用許可がされています。

黒野地区の工事の進捗状況について、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

黒野区内で現在行われている砂利採取の状況を報告致します。現在は掘削作業が行われています。

4月23日に事業者と県及び市の関係部局による定期立入検査がありましたが、問題なく掘削が行われていることを確認しております。以上です。

議長

ありがとうございました。

続きまして、岩地区の工事の進捗状況について、担当地区の清水健吉委員、御説明をお願いします。

清水委員

岩地区内で行われている2件の砂利採取の状況を報告致します。

まず、岩滝西2丁目地内の砂利採取につきましては、現在も引き続き埋戻し作業が行われております。4月23日及び5月9日に県及び市の関係部局による定期立入検査がありましたが、特に問題はありませんでした。工事完了まで地区農政推進委員や関係

部局による見回りを行ってまいります。

また、岩滝西3丁目地内の砂利採取につきましては、現在採取のための掘削作業が行われています。4月23日に事業者と県及び市の関係部局による定期立入検査がありましたが、問題なく掘削が行われていることを確認しています。今後も引き続き、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告のありました工事の進捗状況について、何か御質問等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御質問も無いようですので、砂利採取の報告についてはこれをもって終わらせていただきます。

なお、黒野地区及び岩地区については今後も引き続き中間報告をお願いしたいと思います。

議長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了致しましたので、本日の会議はこれにて終了致します。

議長は、本日の会議終了につき午後3時40分閉会を宣す。